

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な雇用対策について

(1) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

特に、就職困難者の雇用や新規雇用の創出に取り組む企業や労働者の失業予防・雇用安定を図る企業に対する支援制度を拡充すること。

(2) 地方の中小企業の働き方改革について、周知・広報・相談対応を強化するとともに、長時間労働やハラスメント、通常の労働者と派遣労働者との不合理な待遇差等の法令違反等が疑われる企業に対して適切な措置を講じること。

また、賃金・待遇改善策に対する支援措置の拡充を図ること。

さらに、テレワークや時差出勤、ワーケーション等の柔軟な働き方を一層推進するとともに、従業員が休暇を取得しやすくなる環境整備に取り組む企業に対する支援措置を拡充すること。

2. 高齢者の雇用対策を充実すること。

また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。

3. 女性の雇用対策を充実すること。

特に、若年妊産婦が社会的自立を果たすため、就労支援等の必要な支援策を講じること。

4. 育児・介護・病気治療休業や不妊治療のための休暇等を取得しやすい環境を整備するとともに、取得により経済的不利益が生じることなく、キャリアを維持できるよう、労働政策の抜本的な改革を進めること。

また、育児・介護休業法で定める育児休業について、期間を最大2年に延長するなど、制度の拡充や手続きの簡素化を図ること。

5. 外国人労働者が賃金の高い都市部に集中することがないように必要な措置を講じること。

また、外国人材の就労環境について、国において適正な体制整備を図るとともに、中小企業等及び都市自治体が行う外国人材の受入れ体制整備等に対する財政措置や総合的な支援策を講じること。

6. 地域若者サポートステーション事業について、委託期間を少なくとも3年とすること。また、都市自治体が民間団体と連携して実施する支援事業について、十分な財政措置を講じること。

7. 新型コロナウイルス感染症関係

(1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を勘案し、地域経済が回復するまでの間、地域を問わず、対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を拡充すること。

(2) 雇用を維持するため、新卒者の内定取消しや非正規労働者等の雇止めを行わないよう、企業に対して引き続き協力を要請すること。

また、失業者の再就職や雇用創出等に関する取組及び相談支援体制を強化し、雇用の維持を図ること。

(3) 在宅勤務をはじめ、テレワークやサテライトオフィス等多様な労働環境の整備について、財政支援の充実を図ること。

(4) 都市自治体を実施する雇用就労環境改善に向けた施策について、継続して財政支援措置を講じること。